

司法試験委員会議事細則新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

司法試験委員会令	司法試験委員会議事細則(案)	司法試験管理委員会の会議等に関する規則(旧規則)
<p>内閣は、司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。</p>	<p>緑文字は新たに規定したものを。</p> <p>司法試験委員会令（平成十五年政令第五百二十三号）第七条の規定に基づき、司法試験委員会議事細則を次のように定める。</p>	<p>青文字は、政令で規定したものを。 赤文字は、削除したものを。</p> <p>第一章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 司法試験管理委員会の会議及び司法試験審査委員の会議については、この規則に定めるところによる。</p>
<p>(委員会の会議及び議事)</p> <p>第一条 司法試験委員会（以下「委員会」という。）の会議は、委員長が招集する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 司法試験委員会の会議（以下「会議」という。）及び司法試験審査委員（以下「審査委員」という。）の会議（以下「審査委員会」という。）の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、司法試験委員会令に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。</p>	<p>第二章 司法試験管理委員会の会議</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第二条 委員長は、次の場合に司法試験管理委員会の会議（以下「会議」という。）を招集する。</p> <p>一 委員から議案の提出があったとき。</p> <p>二 前号に掲げる場合のほか、委員長が必要があると認められたとき。</p> <p>2 委員長は、会議を招集するときは、あらかじめその日時、場所及び議題を委員に通知しなければならない。</p>
<p>(委員以外の者の出席)</p> <p>第四条 委員長が必要があると認めるとき又は会議において議決したときは、幹事及びその他の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。</p>	<p>(委員以外の者の出席)</p> <p>第四条 委員長が必要があると認めるとき又は会議において議決したときは、幹事及びその他の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。</p>	<p>(委員以外の者の出席)</p> <p>第五条 委員長が必要があると認めるとき又は会議において議決したときは、委員会の庶務を担当する職員及びその他の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。</p>
<p>(会議の公開)</p> <p>第五条 会議は、公開しない。</p> <p>2 会議を開催したときは、議事要旨を作成し公開するものとする。ただし、司法試験法第十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項について審議したときは、議事録を作成し公開するものとする。</p> <p>3 議事録又は議事要旨を公開することにより、試験の実施等に支障を及ぼすおそれがある場合又は当事者若しくは第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は、議事録又は議事要旨の全部又は一部を公開しないことができる。</p>	<p>(会議の公開)</p> <p>第五条 会議は、公開しない。</p> <p>2 会議を開催したときは、議事要旨を作成し公開するものとする。ただし、司法試験法第十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項について審議したときは、議事録を作成し公開するものとする。</p> <p>3 議事録又は議事要旨を公開することにより、試験の実施等に支障を及ぼすおそれがある場合又は当事者若しくは第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は、議事録又は議事要旨の全部又は一部を公開しないことができる。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第六条 会議を開いたときは、議事録を作成する。</p> <p>2 議事録には、会議の日時、場所、出席者の氏名、議事又は会議の概要及び決議事項その他委員会が必要と認められた事項を記載する。</p>
<p>(書面等による議決)</p> <p>第六条 委員長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付するなど適宜な方法により、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。</p> <p>2 委員長は、前項の規定により議決したときは、次の会議においてこれを報告しなければならない。</p>	<p>(書面等による議決)</p> <p>第六条 委員長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付するなど適宜な方法により、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。</p> <p>2 委員長は、前項の規定により議決したときは、次の会議においてこれを報告しなければならない。</p>	<p>(書面による議決)</p> <p>第七条 委員会は、委員全員の同意がある場合には、書面により議決することができる。</p>

<p>(審査委員会)</p> <p>第二条 司法試験法第八条の規定による司法試験の合格者の判定に係る合議は、司法試験審査委員(以下「審査委員」)という。(の合議(以下「審査委員会」)という。)を開いて行うものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定の基本方針その他これらの統一的な取扱いのために必要な事項は、審査委員会を開いて定めることができる。</p> <p>3 審査委員会は、委員長が招集する。</p>	<p>(審査委員会の招集)</p> <p>第七条 委員長は、審査委員会を招集するときは、あらかじめその日時、場所及び付議事項を審査委員に通知しなければならない。</p>	<p>第三章 司法試験審査委員の合議</p> <p>(司法試験審査委員の合議)</p> <p>第八条 司法試験審査委員(以下「審査委員」)という。(の合議は、合議(以下「審査委員会」)という。)を開いて行う。</p> <p>(審査委員会の招集)</p> <p>第九条 委員長は、次の場合に審査委員会を招集する。</p> <p>一 司法試験法第八条第一項に規定する司法試験の合格者を定めるとき。</p> <p>二 毎年度における司法試験の実施に関する事項を協議するとき。</p>
<p>(審査委員会の議長)</p> <p>第三条 審査委員会に、議長を置き、審査委員の互選により選任する。</p> <p>2 議長は、審査委員会の議事を主宰する。</p> <p>3 議長に故障があるときは、あらかじめその指名する審査委員が、その職務を代理する。</p>	<p>(委員の審査委員会への出席)</p> <p>第八条 委員は、審査委員会に出席して意見を述べることができる。</p>	<p>(議長)</p> <p>第十条 審査委員会に議長を置き、審査委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 議長は、審査委員会の議事を主宰する。</p> <p>3 議長に事故があるときは、その都度審査委員のうちから互選された者が、その職務を行う。</p>
<p>(審査委員会の議事)</p> <p>第四条 審査委員会は、審査委員の三分の一以上が出席しなければ、これを開き、議決することができない。</p> <p>2 審査委員会の議事は、出席した審査委員の過半数で決し、可非同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>(審査委員会の公開)</p> <p>第九条 審査委員会は、公開しない。</p>	<p>(司法試験管理委員会の委員の出席)</p> <p>第十二条 司法試験管理委員会の委員は、審査委員会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>(審査委員会の非公開)</p> <p>第十三条 (同上)</p>
<p>(幹事)</p> <p>第五条 委員会に、幹事を置くことができる。</p> <p>2 幹事は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する。</p> <p>3 幹事は、委員会の所掌事務のうち司法試験法第十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事務について、委員を補佐する。</p> <p>4 幹事は、非常勤とする。</p>	<p>2 審査委員会を開催したときは、議事要旨を作成し公開するものとする。ただし、議事要旨を公開することにより試験の実施等に支障を及ぼすおそれがある場合又は当事者若しくは第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は、議事要旨の全部又は一部を公開しないことができる。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第十四条 審査委員会を開いたときは、議事録及び議事要旨を作成し、議事要旨については公開するものとする。</p> <p>2 議事録には、会議の日時、場所、出席者の氏名、議事又は会議の概要及び決議事項を記載する。</p>
<p>(庶務)</p> <p>第六条 委員会の庶務は、法務省大臣官房人事課において処理する。</p>		
<p>(雑則)</p> <p>第七条 この政令に定めるもののほか、委員会及び審査委員会の議事の手続その他委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p>	<p>(その他)</p> <p>第十条 この細則に定めるもののほか、会議及び審査委員会の議事の手続その他会議の運営に關し必要な事項は、委員長が定める。</p>	